



自社を
PR × 社会貢献
しながら できる
それが
長崎県社協の広告メニュー

広告バナー サービスのご案内

※このメニューの利用は、長崎県社協の会員・賛助会員様限定とさせていただきます。

1 掲載スペース

トップページ画面

<https://nagasaki-pref-shakyo.jp/>

および

TimeLineトップページ

<https://nagasaki-pref-shakyo.jp/timeline/>

どちらも「ピックアップニュース」の一部として掲載



2 掲載期間

3か月単位

3 バナー形式

サイズ：縦横比 2:3 (縦600px, 横900pxの画像をデバイスに応じて縮小表示)

保存形式：png

掲載内容：ロゴマーク(社名)、取扱品目やキャッチフレーズ

※画像は本会で作成しますので、打ち合わせの上、データや原稿をご提出ください。

※いったん本会ウェブ記事を経由して、ご指定のURLへのリンクとなります。

記事内容についても、打ち合わせ・調整を行います。

●バナー画像サンプル



●ページ遷移



本会ウェブ
サイト内の
記事

掲載主様指
定のページ

4 掲載内容について

広告内容は、本会の広報等媒体としての公共性、品位及び信頼性を損なう恐れのないものとします。広告内容の一切の責任は広告主に帰属します。本会が推奨するものではありません。本会が推奨していると誤認される恐れのある内容である場合は、修正が必要となります。次の事項については、掲載できません。

- ①政治性や宗教性があるもの
- ②公序良俗に反しているものまたは反するおそれがあるもの
- ③法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ④個人の氏名広告、私的な連絡事項に該当するもの
- ⑤その他、広告掲載が適当でないと本会が判断したもの

5 申込期限と掲載決定

申込期限：掲載希望月の前々月28日まで

※6月から掲載希望であれば4月28日までが申込期限となります。

※長崎県社会福祉協議会賛助会員・会員のみお申し込みいただけます。

掲載の可否決定：本会で協議の上、追ってご連絡いたします。

内容の確認：バナー画像および記事については、本会との打ち合わせ・調整の上決定いたします。

6 掲載料金（税込み）

	通常価格	会員・賛助会員価格
掲載料金	非会員の方は 利用できません	10,000円／3か月

7 広告掲載料の請求

原則として広告掲載決定後に一括請求いたします（前納制）。

期日までに納入確認ができなかった場合、掲載を見送らせていただきます。

【申込・問い合わせ先】

長崎県社会福祉協議会 総務企画課 広告担当
〒852-8555 長崎市茂里町3-24
TEL：095-846-8600
E-mail：kikaku@nagasaki-pref-shakyo.jp